三　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）
イ　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ又はプロペラ前部放射状型取付翼に限る。）
ロ　推進効率改良型舵（サイドスラスター、整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）
ハ　推進効率改良型船型（船尾装着フィン、バトックフロー船型、エラ船型、空気潤滑システム、船尾バルブ又はバルバスバウに限る。）
ニ　燃料改質器
ホ　船首方位制御装置
四　ＬＥＤ照明器具（船内居住空間に設置するものに限る。）
五　ボイラーを有する船舶にあっては、Ａ重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー
六　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置
七　船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、船舶自動識別装置

2

総トン数が二千トン以上の船舶で第一号から第六号までに掲げる装置（第七号から第十号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第七号から第十号までに掲げる装置及び第一号から第六号までに掲げる装置）の全てを有しているもの
一　１の項第一号及び第二号に掲げる装置
二　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）
イ　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ又はプロペラ前部放射状型取付翼に限る。）
ロ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）
ハ　推進効率改良型船型（船尾装着フィン、バトックフロー船型、エラ船型、空気潤滑システム、船尾バルブ又はバルバスバウに限る。）
ニ　燃料改質器
ホ　船首方位制御装置
三　サイドスラスター
四　衛星航法装置
五　衝突予防援助装置
六　ＬＥＤ照明器具（船内居住空間に設置するものに限る。）
七　ボイラーを有する船舶にあっては、Ａ重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー
八　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置
九　コンテナ船又は重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
十　船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、船舶自動識別装置

別表三　漁船

番号	船舶
1	総トン数が二十トン未満の船舶で第一号から第四号までに掲げる装置（第五号に規定する船舶にあっては、第一号から第五号までに掲げる装置）の全てを有しているもの 一　主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 二　主機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置 三　燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　計測装置付燃料油常用タンクを有するもの ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの 四　機関室内ビルジ処理装置又はシールスタン式軸封装置 五　発電用機関を有する船舶にあっては、潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置付発電機関又は軽油若しくはＡ重油専用発電機関
2	総トン数が二十トン以上の船舶で第一号から第三号までに掲げる装置（第四号に規定する船舶にあっては、第一号から第四号までに掲げる装置）の全てを有しているもの 一　１の項第一号から第四号までに掲げる装置 二　自動操舵装置 三　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　推進効率改良型プロペラ（ハイスキュー・プロペラ又は可変ピッチ・プロペラに限る。） ロ　推進効率改良型舵（サイドスラスター、整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。） ハ　推進効率改良型船型（バトックフロー船型又はバルバスバウに限る。） 四　発電用機関を有する船舶にあっては、潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置付発電機関又はＡ重油専用発電機関

別表四　作業船

原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。）（当該原動機から発生する一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が、海防法第十九条の三に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるものに限る。）を有している船舶

附　則

1　租税特別措置法施行令第二十五条第十四項各号及び第三十九条の七第九項各号の規定に基づき、租税特別措置法第三十七条第一項の表第十号及び第六十五条の七第一項の表第十号の適用を受ける船舶を指定する件（平成二十三年農林水産省・国土交通省告示第三号）は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。

2　平成二十六年三月三十一日以前に個人又は法人が取得をした船舶については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第六十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第十八条の二の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第六十七号（事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

共同省エネルギー事業の報告の様式を次のように改める。

様式

共同省エネルギー事業の報告

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第18条の２の規定に基づき、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組（以下「共同省エネルギー事業」という。）について次のように報告します。